資料８－２

４愛振発第１７号
令和４年５月２０日

各市町村長様

（公財）愛知県市町村振興協会
事務局長　相津晴洋
（公印省略）

令和４年度宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲに係る補助金の募集について（通知）

平素　当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、宝くじ公式サイトでのインターネット販売が平成３０年１０月から開始されておりますが、(一財)全国市町村振興協会より、さらなるインターネット販売増加に向け、ＰＲの推進について、別添のとおり協力依頼がありました。

(一財)全国市町村振興協会では、宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲに係る補助金を設け、「広報誌」及び「ホームページバナー」による広報を行う市町村に対し、補助金を交付し、さらなる売上の増加に向けたＰＲを推進しております。

また、令和４年４月から新たにインターネット専用宝くじ「クイックワン」が全国で発売され、８月及び９月の収益金については、サマージャンボ及びハロウィンジャンボと同様に、市町村振興協会に配分され、全額、市町村へ交付する予定です。(別添「参考資料」参照)。

つきましては、同取り組みにご協力いただき、補助金を申請されます市町村におかれましては、下記のとおりご回答いただきますようお願いします。

記

１　回答書類　　別紙１「広告掲載回答書」
　　広告料の規定がある場合は、該当箇所にマーカー等を引いた規定

２　回答期限　　令和４年６月８日（水）

３　回答方法　　電子メールによりご回答ください。
　　回答先：akamakura@leaf.ocn.ne.jp

４　留意事項
・補助要件等の詳細は、補助金募集要領をご覧ください。
・今年度からホームページ内に表示されるバナー広告も対象となります。
・広告データ（広告原稿）は現在作成中であり、６月上旬までには提供される予定です。
（補助金募集要領「７（３）広告データの提供方法」をご参照ください。）

問合わせ先・回答先
〒460-0001　名古屋市中区三の丸二丁目３番２号
（公益）愛知県市町村振興協会　鎌倉
TEL　052-962-4171
Ｅメール　akamakura@leaf.ocn.ne.jp

参考資料

市町村に対する宝くじ収益金の新たな配分について

令和４年４月から新たにインターネット専用宝くじ「クイックワン」が全国で発売されております。

クイックワンは通年販売されますが、８月及び９月の収益金については、サマージャンボ及びハロウィンジャンボと同様に、各都道府県市町村振興協会に配分されます。

クイックワンの概要

- ○　購入直後に当せん結果が分かる無抽せん型。
- ○　宝くじ公式サイトにおいて、２４時間いつでも購入可能。
- ○　証票単価は、３００円、２００円及び１００円の３種類で、サマー分及びハロウィン分ともに、５回号（３００円×１回・２００円×２回・１００円×２回）ずつ併売。

令和４年度発売計画額

令和４年度発売計画額	総計２０４億円
サマー分（８月分）	計１７億円
（内訳）第１１回号	６億円
第１２・１３回号	各３億円
第１４・１５回号	各２．５億円
ハロウィン分（９月分）	計１７億円
（内訳）第１６回号	６億円
第１７・１８回号	各３億円
第１９・２０回号	各２．５億円

市町村振興分の配分方法

現行のサマージャンボ及びハロウィンジャンボと同様とし、各都道府県の収益金を各市町村振興協会へ全額交付する。

（写）

全業発第　３４　号
令和４年５月１７日

各都道府県市町村振興協会事務局長　殿

一般財団法人全国市町村振興協会
事務局長　　杉　原　弘　敏
（公　印　省　略）

令和４年度宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲの推進について（依頼）

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、宝くじ公式サイトでのインターネット販売は、同サイトの会員数が４５０万人を突破し、昨年度のサマージャンボでは売上の約１４％、ハロウィンジャンボでは売上の約１７％と、着実にシェアを伸ばしております。

当協会といたしましては、同サイトのさらなる売上向上のため、全国自治宝くじ事務協議会の協力のもと、市町村における広報の取り組みについて、引き続き推進してまいりたいと考えておりますので、別紙の「募集要領」のとおり照会させていただきます。

つきましては、貴都道府県内の市町村に募集照会を行っていただき、市町村からの回答を取りまとめのうえ、６月１５日（水）までにご回答いただきたくお願いします。

なお、令和４年度においては、昨年度までの市町村の広報誌に加えて、市町村のホームページ内に表示されるバナーについても、補助対象広報媒体としております。

また、広告デザインについては、令和４年度から同サイト限定で発売されているインターネット専用宝くじ「クイックワン（Quick One）」の新発売を受け、従来の同サイトをＰＲする広告に加えて、主にクイックワンをＰＲする広告についても準備しますので、広告枠に応じてご活用いただきたく併せてお願いします。

令和４年５月１７日

令和４年度宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金募集要領

一般財団法人全国市町村振興協会

１　目的

宝くじ公式サイト（以下「サイト」という。）でのインターネット販売について、さらなるサイトの会員数及び売上の増加に向けた広報を行う市町村に対して、広報経費の一助となるよう補助金を交付し、市町村振興宝くじの売上向上に繋げることを目的とする。

２　内容

本募集は、宝くじの受託銀行等であるみずほ銀行の協力を得ながら、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「全国協会」という。）が主体となり、都道府県市町村振興協会（以下「地方協会」という。）と連携して行うもので、みずほ銀行が指定する広告（以下、「広告」という。）を独自の広報媒体に掲載し、サイトの広報を行う市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。ただし、政令指定都市を除く。）を、地方協会を介して募集する。

３　補助対象広報媒体及び補助要件

補助対象広報媒体は、次の広報媒体とし、両方またはいずれか一方に広告を掲載した場合、その広報経費の一助となるよう補助金を交付する。

なお、広告データ（広告原稿）は現在作成中であり、６月上旬までには提供する。

また、補助対象広報媒体以外にも、広告を掲載できる独自の広報媒体（メールマガジン、SNS等）がある場合は、広告データを使用して自主的にサイトの周知に努めること。

（１）	市町村が住民向けに発行する広報誌（以下「広報誌」という。）
補助要件	ア　令和４年８月１日から１２月３１日までの間に発行される広報誌（令和５年１月号であっても、令和４年１２月３１日までに発行される広報誌を含む）に１回以上掲載すること。 イ　広告データは、次の６種類のうちいずれかを用いること。 （ア）広報誌１（H148㎜×W105㎜） （イ）広報誌２（H 40㎜×W170㎜） （ウ）広報誌３（H 40㎜×W170㎜・主にクイックワンをＰＲする広告） （エ）広報誌４（H 40㎜×W 80㎜） （オ）広報誌５（H 40㎜×W 80㎜・主にクイックワンをＰＲする広告） （カ）広報誌６（H 30㎜×W 50㎜・主にクイックワンをＰＲする広告） ウ　広告の色は、６種類ともに、カラー版及びモノクロ版を用意していること。 また、自ら色の調整する場合に限り、２色版も補助対象とする。

（２）	市町村のホームページ内に表示されるバナー（以下「バナー」という。）
補助要件	ア　令和４年８月１日から１２月３１日までの間で、１ヶ月間以上掲載するバナーであること。 　なお、バナーを使用した広報を行う環境が整っていない市町村の場合は、市町村のホームページ内の「お知らせ」等で、サイトに関する記事を１回以上掲載することで代替できるものとするが、下記イの広告データを用いること及び下記ウのサイトへのリンクを張ることは、同様とする。 イ　広告データは、次の２種類のうちいずれかを用いること。 　なお、広告の色は、カラー版のみとする。 （ア）バナー１（H40px×W120px（約 H10 ㎜×W30 ㎜）） （イ）バナー２（H60px×W120px（約 H15 ㎜×W30 ㎜）） ウ　バナーのリンク先は、サイトトップページ（https://www.takarakuji-official.jp）とすること。

４　補助金の額

（１）補助金の総額は３，０００万円とし、都道府県ごとの補助金の上限額は５０万円（地方協会が一時負担する振込手数料（以下「振込手数料」という。）を除く。）とする。

　ただし、市町村から合計５０万円を超える補助金の回答があり、他の都道府県分の補助金に余裕がある場合に限り、５０万円を超えて補助金を交付することができる。

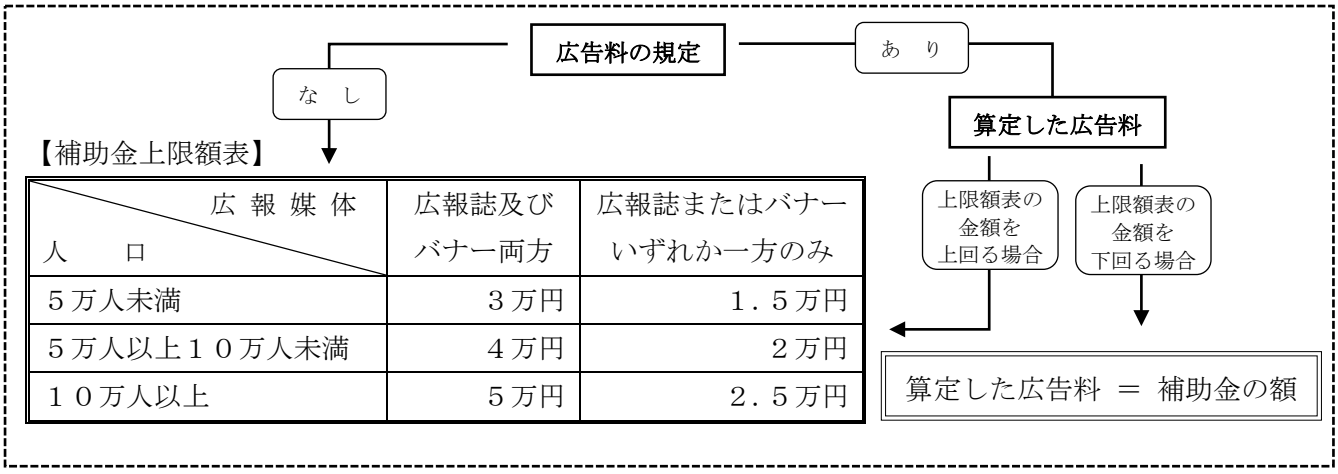
（２）市町村に対する補助金の上限額は、掲載回数及び掲載期間を問わず、人口（回答時の住民基本台帳に基づく人口）及び実施広報媒体に応じて１市町村につき次表のとおりとする。

（３）広告料の規定がない市町村の場合、次表の上限額の範囲内で、市町村が申請する額を補助金の額とする。

（４）広告料の規定がある市町村の場合、規定に基づいて算定した広告料が、次表の上限額を上回るときは上限額を補助金の額とし、下回るときは規定されている広告料を補助金の額とする。

（５）補助金の財源は、宝くじ発売団体（都道府県及び政令指定都市）の委託経費の一部から、みずほ銀行、全国協会及び地方協会を経由して支出されるものであり、市町村への補助金及び振込手数料に限り充当できる。

（市町村に対する補助金の額の決定方法）



広報媒体 / 人口	広報誌及びバナー両方	広報誌またはバナーいずれか一方のみ
５万人未満	３万円	１．５万円
５万人以上１０万人未満	４万円	２万円
１０万人以上	５万円	２．５万円

5　選定の基準

補助金を交付する市町村の選定は、次の基準に基づき地方協会で優先順位を付け、全国協会が補助要件に該当しているか確認し、みずほ銀行が決定する。

（1）広報誌及びバナーの両方で広報を行う市町村を優先すること。

（2）広報誌またはバナーいずれか一方の場合、バナーで広報を行う市町村を優先すること。

6　補助金の決定取消

次のいずれかの場合に該当する広告を掲載した場合は、補助金の決定を取り消すものとする。

（1）みずほ銀行が指定したもの以外の広告を掲載した場合。

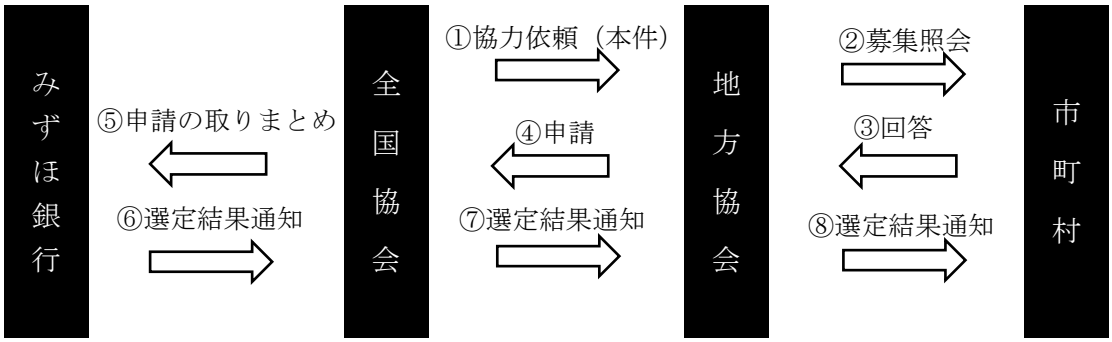
（2）広報誌において、縮小した広告を掲載した場合。

なお、広告を編集することは、原則として禁止とするが、広告枠に合わせて縦横比が均等になるようサイズを拡大することは可能とする（バナーにおいては、広告枠に合わせて縦横比が均等になるようサイズを拡大または縮小することは可能とする。）。

（3）掲載した広告に不備がある場合（ＱＲコード読込不可、リンク不具合等）。

7　事務手続き

（1）募集・申請・選定の事務フロー



＜上記フローに係る補足説明及びスケジュール＞

③　広告を掲載できる市町村（以下「回答市町村」という。）は、令和４年６月８日（水）までに、**別紙１**「広告掲載回答書」（以下「回答書」という。）を地方協会に提出する。

また、回答市町村において広告料の規定がある場合は、該当箇所にマーカー等を引いた規定を回答書に添付して提出する。

なお、有料広告の取扱いを広告代理店等に委託している場合は、回答市町村の代わりに広告代理店等が事務手続を行うこともかまわないこととする（別途、消費税が掛かる場合は、税込金額を記入することに注意する。）。

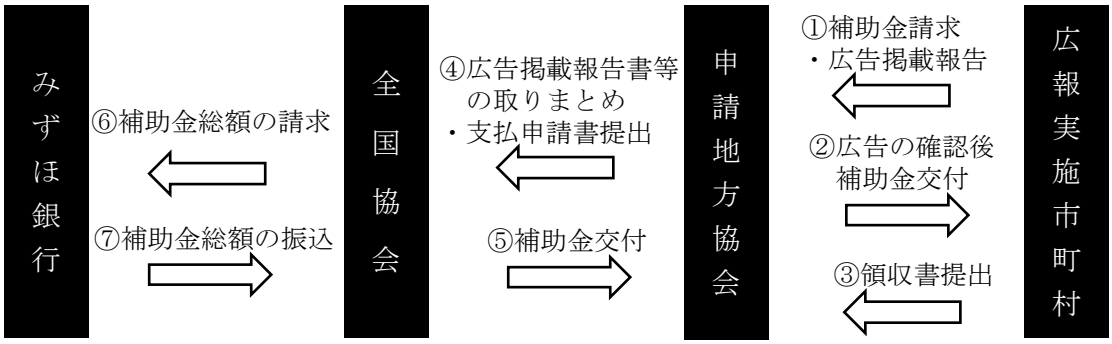
④　地方協会は、回答書の提出があった場合、上記５の選定の基準に基づき、補助金を交付する市町村に優先順位を付けたうえで、当該回答書（広告料の規定がある場合はそれも含む。）の写しを添付して、令和４年６月１５日（水）までに、**別紙２**「宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金申請書」（以下「申請書」という。）を全国協会にメールで提出する。

なお、申請書には、上記４（１）に都道府県ごとの補助金の上限額が５０万円と規定されているので、優先順位は忘れずに付ける（他の都道府県分の補助金に余裕がある場合に限り、５０万円を超えて補助金の決定を受けられる可能性があるので、回答があった全ての市町村を記入する。）。

⑦　全国協会は、令和４年６月下旬に、**別紙３**「宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金決定通知書」を、申請書を提出した地方協会（以下「申請地方協会」という。）に通知する。

⑧　地方協会は、令和４年７月上旬までに、補助先として決定された回答市町村（以下「広報実施市町村」という。）にその旨を通知する。

（２）広告掲載後の事務フロー



＜上記フローに係る補足説明＞

①　広報実施市町村は、回答した全ての広報を実施した後、広告掲載広報誌２部（広報誌に広告を複数回掲載した場合は各２部）またはバナーの広告が表示されたページのカラー出力紙２部（複数ページにバナーの広告を掲載した場合は各２部）あるいはその両方を添付して、速やかに**別紙４**「請求書」及び**別紙５**「広告掲載報告書」を申請地方協会に提出する。

②　申請地方協会は、回答書のとおり、補助対象広報媒体において広報が実施されているか確認した後（特に、上記６補助金の決定取消に抵触していないか確認し、抵触した広報実施市町村には、補助金を取り消すことを通知する。）、広報実施市町村に補助金を交付する。

③　広報実施市町村は、入金を確認した後、速やかに**別紙６**「領収書」を申請地方協会に提出する。

なお、領収書については、日付は、補助金が金融機関口座に振り込まれた日付としなければならないこと、また、領収金額は、補助金の額と一致しなければならないことに注意する。

また、領収者が、市町村（地方公共団体）ではなく広告代理店等であって、領収金額が５万円の場合は、収入印紙２００円を貼付・割印しなければならないことに注意する（収入印紙２００円は、自己負担となる。）。

④　申請地方協会は、広告掲載報告書及び領収書を取りまとめるとともに、上記②で負担した振込手数料に係る振込依頼書（振込手数料の実費が分かるもの）も取りまとめ、令和５年１月２３日（月）までに、広告掲載広報誌各１部またはバナーの広告が表示されたページのカラー出力紙各１部あるいはその両方を添付するとともに、広報実施市町村から提出された広告掲載報告書及び領収書の写しに加え、振込依頼書の写しも添付して、**別紙７**「宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金支払申請書」（以下「支払申請書」という。）を全国協会に提出する。

⑤　全国協会は、支払申請書を確認した後、令和５年２月下旬までに、申請地方協会に補助金を交付する。

⑥　全国協会は、申請地方協会から提出された書類一式（支払申請書は写し）を添付して、みずほ銀行に補助金を請求する。

（３）広告データの提供方法

ア　全国協会は、広告データをクラウド ストレージ（Dropbox）に格納し、令和４年６月上旬までにメールでＵＲＬを通知するので、申請地方協会は、広報実施市町村にそのメールを転送するとともに、広報誌に広告を掲載するための作業に取り組み、そのメールを受信した広報実施市町村は、広告データをダウンロードする。

イ　提供される広告データは、次のファイルとする。

・ ａｉファイル（Illustrator）

・ ＰＤＦファイル（Illustrator がインストールされていないパソコンでも、広告のデザインが見られるように併せて提供。）

８　その他

（１）提出書類の取り扱い

上記４（５）のとおり、補助金は宝くじ発売団体の委託経費から支出されるので、提出された書類一式は、みずほ銀行から宝くじ発売団体に提出されるものであることを了解すること。

（２）照会先

一般財団法人全国市町村振興協会　山﨑 ／ 西川 ／ 我妻

TEL ： 03-3237-9741 ／ e-mail ： jmdc@jmdc.jp

提出期限　令和４年６月８日（水） 提出先　　〇〇県市町村振興協会　〇〇宛 e-mail　　〇〇〇@〇〇〇.〇〇.jp

別紙１

令和　　年　　月　　日

広　告　掲　載　回　答　書

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

広報誌及びバナーの両方に広告掲載できる場合は、１～４全てに記入してください。

また、広報誌またはバナーいずれか一方に広告掲載できる場合は、１または２いずれか一方と３及び４に記入してください。

１．広報誌	広報誌名	
	掲載できる号及び発行時期 （〇〇月号・〇〇月〇〇日発行） ※１	
	掲載できる広告のサイズ ※２	広告枠の実際の寸法：H　　mm　×　W　　mm
	用いる広告データの種類 ※３	広報誌１（　　）・広報誌２（　　） ・広報誌３（　　）・広報誌４（　　） ・広報誌５（　　）・広報誌６（　　）
	広告料の規定 ※４	あり（　　）・なし（　　）※ありの場合は規定の添付が必須
	算定した実際の広告料 ① （広告料の規定がない場合は、補助金上限額表の「いずれか一方のみ」の金額を記載） （不要の場合は０円と記載） ※５	円 （算定過程の例）1枠10,000円×2枠分＝20,000円

２．バナー	掲載期間 ※１ （掲載期間は１ヶ月間以上）	
	掲載できる広告のサイズ ※２	広告枠の実際の寸法：H　　mm　×　W　　mm
	用いる広告データの種類 ※３	バナー１（　　）・バナー２（　　）
	広告料の規定 ※４	あり（　　）・なし（　　）※ありの場合は規定の添付が必須
	算定した実際の広告料 ② （広告料の規定がない場合は、補助金上限額表の「いずれか一方のみ」の金額を記載） （不要の場合は０円と記載） ※５	円 （算定過程の例）1枠・1ヶ月15,000円×2枠分＝30,000円

３．補助金の額	人口 ※６	人
	算定した実際の広告料の合計（①＋②）	円
	補助金の額 ※７	円

４．連絡先	部署名	
	担当者名	
	住所	〒
	電話番号	
	ｅ－ｍａｉｌ	

※１．複数号または複数期間掲載できる場合は、欄の幅を広げて全てご記入ください。
２．掲載できる広告のサイズについては、実際に掲載できる広告枠の寸法をご記入ください。
３．用いる広告データの種類については、広報誌の場合は６種類、バナーの場合は２種類いずれかの（　）の中に○印をご記入ください。
４．広告料の規定について、「あり」または「なし」のいずれかの（　）の中に○印をご記入ください。
　また、広告料の規定がある場合は、該当箇所にマーカー等を引いた規定を、本回答書に必ず添付してください。
５．算定した実際の広告料の欄には、広告料の規定がある場合、その規定に基づき算定した広告料を記入するとともに、算定過程（単価や掲載枠数等）がわかるよう併せてご記入ください。
６．人口は、回答時の住民基本台帳に基づく人口をご記入ください。
７．補助金の額は、募集要領４（２）～（４）をご一読いただいたうえでご記入ください。